

令和7年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について

青森県職員倫理条例において、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について、知事が、各任命権者からの報告に基づき、その概要を公表することとされていることから、令和7年度の状況を公表するものです。

1 対象

知事部局、県土整備部（公営企業）、病院局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局

2 各種届出等の状況

条例等では、職員の倫理保持の状況をチェックするため、職員は一定の場合には届出等を行うこととされており、その状況は以下のとおりでした。

なお、知事部局及び警察本部以外の各任命権者については、各種届出等に係る実績はありませんでした。

（１）利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食をすることができますが、夜間において飲食をする場合は、あらかじめ倫理監督者に届け出ることとされています。

（令和7年度）

区 分	届出件数	相手方
知事部局	1	民間企業の方や一般社団法人など公益的な性格を有する事業等を行っている団体に属する方です。
警察本部	2 3	
合 計	2 4	

<前年度（令和6年度）との比較>

区 分	件 数		前年対比
	令和6年度	令和7年度	
知事部局	0	1	1
警察本部	2 3	2 3	0

※ 届出については、1人の職員につき、1回の飲食ごとに行うこととなっています。

したがって、例えば5人の職員が1回の飲食に参加した場合の件数は、5件とカウントされます。（以下の届出についても同様です。）

(2) 利害関係者とのゴルフに係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共にゴルフをすることができませんが、その場合は、あらかじめ倫理監督者に届け出ることとされています。

令和7年度においては、届出実績はありませんでした。

＜参考＞令和6年度の届出実績ありません。

(3) 講演等に係る承認の状況

職員は、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を受けることとされています。

令和7年度においては、承認実績はありませんでした。

＜参考＞令和6年度の承認実績ありません。

(4) 贈与等に係る報告の状況

管理職員は、事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けた場合は、任命権者に贈与等報告書を提出することとされています。

区 分	報告件数	贈与等の内容
警察本部	2	利害関係者以外の者から飲食物の提供を受けたものです。

＜前年度との比較＞

区 分	件 数		前年対比
	令和6年度	令和7年度	
知事部局	1	0	△1
警察本部	0	2	2

3 倫理条例等に違反することを理由として行った懲戒処分等の状況

倫理条例等に違反することを理由として懲戒処分等を行った実績はありませんでした。

＜参考＞令和6年度の懲戒処分等の実績ありません。